

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部環境政策課）…一

### 告示

○特定商取引に関する法律による行政処分……………（生活文化局消費生活部取引指導課）…一  
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）…一  
○東京都環境影響評価条例施行規則第五十一条第二号の規定により指定する地域……………（同）…七  
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…〇  
○肥料登録有効期間の更新……………（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…二

### 公告

○銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について  
の公開の聴聞……………二

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………  
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…二  
○特定非営利活動法人の仮認定……………（同）…三

## 規則

○仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………（同）…三  
○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…三  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一  
件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…四  
○肥料検査成績の公表……………（産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…五

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則  
を公布する。  
平成二十七年十二月七日  
東京都知事 舛 添 要 一

### ●東京都規則第百八十七号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改  
正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都  
規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六 十一の項中「東池袋四丁目」の下に「、東池  
袋五丁目」を加える。

別表第八 九の部（二）の項中「第二十五条の三第二項」を  
「第二十五条の十一第二項」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

●東京都告示第千七百四十八号  
特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

以下「法」という。）第八条第一項の規定による行政処分  
について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十七年十二月七日  
東京都知事 舛 添 要 一

### 一 被処分者

- （一） 名称 タキオン株式会社
- （二） 代表者氏名 松田 直哉
- （三） 主たる事務 港区麻布台二丁目三番五号  
所の所在地

二 処分年月日 平成二十七年十月二十二日  
三 処分の内容  
平成二十七年十月二十三日から平成二十八年一月二十  
二日までの間（三箇月間）法第二条第一項に規定する訪  
問販売に係る次の行為を停止する。

- （一） 契約の締結について勧誘すること。
- （二） 契約の申込みを受けること。
- （三） 契約を締結すること。

### 四 適用条項 法第八条第一項

### ●東京都告示第千七百四十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九  
十六号）第四十八条の規定に基づき、新可燃ごみ処理施設  
整備事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」  
という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条  
第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、  
同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十七年十二月七日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

日野市 大字日野、大字石田、万願寺一丁目、万願寺二丁目、万願寺三丁目、万願寺四丁目、万願寺五丁目、万願寺六丁目、石田一丁目、石田二丁目、大字宮、大字上田、大字新井、落川、百草、高幡、南平一丁目、南平五丁目、三沢三沢一丁目、三沢二丁目、三沢三丁目、三沢四丁目、程久保一丁目、程久保八丁目及び程久保の区域

国立市 谷保、青柳一丁目、青柳、石田、矢川三丁目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目及び泉四丁目の区域

府中市 日新町一丁目、日新町二丁目、日新町三丁目、日新町四丁目、日新町五丁目、四谷一丁目、四谷二丁目、四谷三丁目、四谷四丁目、四谷五丁目、四谷六丁目、住吉町三丁目及び住吉町四丁目の区域

多摩市 関戸、一ノ宮、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮四丁目及び和田の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

浅川清流環境組合

管理者 大坪 冬彦

東京都日野市石田一丁目二百十番地の二

三 対象事業の名称及び種類

新可燃ごみ処理施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、日野市石田一丁目に位置する敷地において、一般廃棄物の焼却施設を整備するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、

土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十二月七日から平成二十八年一月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに平成二十七年十二月二十九日から同月三十一日までを除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 日野市環境共生部環境保全課

日野市神明一丁目十二番地の一

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 府中市生活環境部環境政策課

府中市寿町一丁目五番地

エ 多摩市環境部環境政策課

多摩市関戸六丁目十二番地一

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十八年一月二十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1(1)～(8)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>【建設機械の稼働】 敷地境界南側付近の最大着地濃度出現地点における浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.046mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.040ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。 建設機械の稼働に伴う等与率は、浮遊粒子状物質が4.7%、二酸化窒素が31.0%である。</p> <p>【工事用車両の走行】 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.041～0.045mg/m<sup>3</sup>となり、環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.031～0.040ppmとなり、環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。 工事用車両の走行に伴う等与率は、浮遊粒子状物質が0.001～0.10%、二酸化窒素が0.1～5.5%である。</p> <p>【施設の稼働】 対象事業実施区域北北西側約500m付近の最大着地濃度出現地点における将来濃度は、二酸化硫黄(年平均値の2%除外値)は0.002ppm(等与率2.4%)、浮遊粒子状物質(年平均値の2%除外値)は0.043mg/m<sup>3</sup>(等与率0.07%)、二酸化窒素(年平均値の年間98%値)は0.032ppm(等与率0.18%)、ダイオキシン類(年平均値)は0.018pg-TEQ/m<sup>3</sup>(等与率0.13%)、塩化水素(年平均値)0.001ppm(等与率2.4%)、水銀(年平均値)0.0024ug/m<sup>3</sup>(等与率4.6%)となり、環境基準値又はその他の評価の指標を下回る。 また、排出ガス等の短期濃度(1時間値)の予測では、いずれの予測値も環境基準値又はその他の評価の指標を下回る。</p> <p>【関係車両の走行】 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.041～0.045mg/m<sup>3</sup>と環境基準値(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回る。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.030～0.038ppmと環境基準値(0.04～0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を下回る。 関係車両の走行に伴う等与率は、浮遊粒子状物質が0.003～0.013%、二酸化窒素が0.4～1.7%である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2 悪臭	<p>【工場のフラットホー△付近等からの漏洩】 本施設のフラットホー△付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数10未満となり、規制基準値(臭気指数12)を下回る。</p> <p>【焼却炉稼働中の煙突からの拡散】 焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は、最大着地濃度地点(風下側約50m)で臭気指数10未満となり、規制基準値(臭気指数10)を下回る。</p> <p>【日野市ブラスチック類再資源化施設のフラットホー△付近等からの漏洩(参考)】 日野市ブラスチック類再資源化施設のフラットホー△付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数12以下となり、規制基準値(臭気指数12)以下となる。</p> <p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で78dBとなり、制音基準値(80dB)を下回る。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で80dBとなり、制音基準値(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、61～71dBであり、「S1騒音8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒音9 国道20号/バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値(60～70dB)を下回る。「S1騒音8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒音9 国道20号/バイパス万願寺駅東」の騒音レベルについては、既に現況で環境基準値(60dB又は70dB)を上回っており、本施設の仕事用車両による増分は0.1dB未満～0.4dBであることから、現況とほぼ同程度となる。 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>v</sub>)は、昼間34～48dB、夜間30未満～41dBであり、全ての地点で規制基準値(55～65dB)を下回る。</p>
3 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で78dBとなり、制音基準値(80dB)を下回る。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で80dBとなり、制音基準値(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、61～71dBであり、「S1騒音8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒音9 国道20号/バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値(60～70dB)を下回る。「S1騒音8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒音9 国道20号/バイパス万願寺駅東」の騒音レベルについては、既に現況で環境基準値(60dB又は70dB)を上回っており、本施設の仕事用車両による増分は0.1dB未満～0.4dBであることから、現況とほぼ同程度となる。 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>v</sub>)は、昼間34～48dB、夜間30未満～41dBであり、全ての地点で規制基準値(55～65dB)を下回る。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3 騒音・振動	<p>【施設の稼働】</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で昼間 58dB、朝、夕、夜間 50dB となり、すべての時間帯において規制基準値 (50~60dB) を下回る。</p> <p>また、対象事業実施区域の南東側 30m の範囲（第一特別地域）における敷地境界上で騒音レベルが最大となる地点の騒音レベルは、昼間 48dB、朝、夕、夜間 45dB となり、すべての時間帯において規制基準値 (45~50dB) を下回る。</p> <p>施設の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で昼間 48dB、夜間 48dB となり、規制基準値 (60~65dB) を下回る。</p> <p>【関係車両の走行】</p> <p>関係車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L<sub>eq</sub>) は、59~71dB であり、「St.騒音 9 国道 20 号バヤバヤ万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値 (65~70dB) を下回る。</p> <p>「St.騒音 9 国道 20 号バヤバヤ万願寺駅東」の騒音レベルは、既に現況で環境基準値 (70dB) を上回っており、本施設の関係車両による増分は 0.2dB であることから、現況とほぼ同程度となる。</p> <p>関係車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L<sub>v0</sub>) は、昼間 36~42dB、夜間 30 未満~41dB であり、全ての地点で規制基準値 (65~65dB) 以下となる。</p>
4 水質汚濁	<p>【土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時)】</p> <p>土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は、「St.水 1 根川排水先」で 4.8~8.4mg/L、「St.水 3 多摩川下流側」で 1.3~6.8mg/L となり、環境基準値 (25mg/L) (根川は環境基準が設定されていないことから、多摩川下流側の環境基準を適用している。) を下回る。「St.水 3 多摩川下流側」の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は 33mg/L であり、工事排水流入前の浮遊物質量 (SS) (33mg/L) と同程度となる。</p> <p>【土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時)】</p> <p>土地の掘削に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は、「St.水 1 根川排水先」で 16mg/L となり、環境基準値 (25mg/L) (根川は環境基準が設定されていないことから、多摩川下流側の環境基準を適用している。) を下回る。「St.水 3 多摩川下流側」の浮遊物質量 (SS) (降雨時) は 33mg/L であり、工事排水流入前の浮遊物質量 (SS) (33mg/L) と同程度となる。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5 土壌汚染	<p>本施設建設予定地における「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。) に基づく土地利用履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査の結果、1単体区画で鉛及びその化合物による土壌汚染量 (G.L.-8m 付近) 及び土壌含有量 (表層) の基準値超過が確認された。当該区画は、土壌汚染対策法に基づき「形質変更時要届出区域」に指定されているが、表層については既に掘削除去による措置が完了している。当該区画の汚染土壌は、引き続き、関連法令に基づく適切な管理を行う。また、当該区画を含む範囲で土地の形質変更を行う際は、関連法令に基づく届出及び措置を実施する。</p> <p>ブラスチック類再資源化施設等の関連施設建設予定地については、解体予定の日野市クレーンセンター事務所（管理棟）等の廃止後、関連法令に基づき、必要に応じて土地利用の履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査を実施する。関連施設建設予定地において、新たな汚染等が確認された場合は、適切に処理を行う。今後の届出、調査及び措置状況については、事後調査報告書等において報告する。以上のことから、「土壌汚染対策法」に定める指定基準及び「環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準を遵守すると考える。</p> <p>本施設の稼働に伴う大気中におけるダイオキシン類が各予測地点の土壌へ沈着する寄与濃度は、30 年間で 1.325~1.656pg-TEQ/g となり、土壌の将来濃度は現況濃度 6.4~33pg-TEQ/g に寄与濃度を加じた 7.9~34pg-TEQ/g になると予測する。このことから各予測地点における土壌の将来濃度は、「ダイオキシン類」による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」が定める調査指標値「1250pg-TEQ/g」を下回る。</p> <p>煙突基礎部、排水槽及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いリトルセメント連続壁を用い、土留壁の安定性を確保するため、周辺地盤の变形は生じないと考えられる。掘削工事の施行に伴い、地下水水位を低下させるテナーブウェル工法を採用するが、圧密沈下が生じる地層が分布していないため、地盤沈下は生じないと予測される。</p> <p>したがって、地盤沈下又は地盤の变形により周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考えられる。</p> <p>地下水流動阻害の発生程度が小さく、著しい地下水水位の変動は生じないこと、地盤沈下を生じさせる粘性土層が分布しないことから、地盤沈下及び地盤の变形は生じないと予測される。</p> <p>したがって、地盤沈下又は地盤の变形により周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考えられる。</p>
6 地盤	<p>工事の施行中</p> <p>工事の完了後</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7 水循環	<p>遮突基礎部及びごみピット部は、ソイルセメント連続壁により地下水が遮断されることになるが、不圧帯水層の透水性が良好で、河川からの供給もあるため地下水水位は変化しないと考えられる。一方、被圧帯水層も透水性が良好で帯水層の厚さ、広がりに対して、地下水の流れを阻害するおそれがある地下構造物は僅かであるため（ごみピット部の幅は40m程度）、ほとんど地下水の流れを中断せず、地下水は地下構造物を回り込むと予測される。また、支持杭については、難透水層にGL-13mまで打設するため、地下水の流れを阻害するには至らないと予測される。</p> <p>したがって、本施設の整備に伴い、地下水等の状況に著しい影響が及びることはないと考える。</p>
8 生物・生態系	<p>本事業により想定される影響としては、工事の施行中の建設機械の稼働に伴い発生する騒音と、掘削時の工事排水に伴う下流河川の水質の変化、並びに工事の完了後における施設の稼働に伴う夜間照明が挙げられる。</p> <p>騒音に関しては、騒音影響の抑制・低減に努め、動物全般の生息環境の保全を図る。また、水質に關しては、工事に伴う濁水発生を低減に努め、水域を主な生息・生育域とする種の保全を図る。夜間照明に關しては、照明による影響の低減に努め、夜行性の種を主体とした動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の生息・生育環境にほとんど変化が生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9 日影	<p>本施設、日野市ブラスチック類再資源化施設、管理棟、既存可燃ごみ処理施設、既存不燃ごみ処理施設及び汚泥再生施設の6施設による複合日影は、北西側に隣接する地域では、4時間日影線は敷地境界から5m未満、2.5時間日影線は敷地境界から10m未満であり、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を下回る。北東側の根川に隣接する地域については、日影規制の緩和措置（根川～多摩川に非住居地域が広がることから、多摩川の対岸から5m、河川側に入った位置を敷地境界として、日影規制される。）により、4時間日影線及び2.5時間日影線は、いずれも同条例に定める基準を下回る。</p> <p>また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等においては、本施設及びブラスチック類再資源化施設等によって、北西側の東京都動物愛護相談センター多摩支所の建物に4時間未満の日影が生じるが、現状においても既存可燃ごみ処理施設によって日影が生じており、本施設及びブラスチック類再資源化施設等による日照環境の著しい変化はないと考える。</p>
10 電波障害	<p>東京局の地上デジタル放送（21～27ch）の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内に収まると予測され、周辺の住宅等への遮へい障害は生じないものと予測される。地上デジタル放送（21～27ch）の遮へい障害要確認範囲は、対象事業実施区域の西側で、幅約150m、延長約230mの範囲と予測されるが、その範囲に住宅等は生じないものと予測される。地上デジタル放送（16ch）の遮へい障害要確認範囲は、幅約150m、延長約230mの範囲と予測される。</p> <p>永山中継局の地上デジタル放送（13～44ch）については、対象事業実施区域の北西側で、遮へい障害が幅約170m、延長約1kmの範囲で生じると予測されるが、当該範囲の住宅は、概ねケーブルテレビに加入済である。地上デジタル放送（13～44ch）の遮へい障害要確認範囲は、対象事業実施区域の北西側で、幅約200m、延長約1.8kmの範囲と予測される。</p> <p>本事業に起因する電波障害の発生が明らかになった場合には、ケーブルテレビや共同受信施設の設置等の適切な措置を講じることにより、テレビ電波の受信障害の状態は解消できると考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本施設及びブラスチック類再資源化施設等は、既に既存可燃ごみ処理施設及び既存不燃ごみ処理施設が存在する敷地内に建設するものであり、主要な景観の構成要素の改変の程度は小さいと考えられる。しかしながら、新たに高さ約85mの本施設の煙突が出現することによって、中景程度の距離(約1.5km)からも視認されるようになるなど、地域景観の特性が変化し、周辺地域の調和が損なわれる。また、敷地内のオーブンスペースには、「東京都自然保護条例」及び「日野市まちづくり指針」に定める緑化基準を遵守した緑地を確保することともに、必要に応じて屋上緑化を実施し、緑の多い施設となるよう努める。</p> <p>さらに、事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都と東京都景観条例に基づき事前協議を行い、建築物に係る公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>本施設及びブラスチック類再資源化施設等の整備により、新たに一部スカイラインの変化や眺望の変化が予測される。本施設の工場棟南東側など、建物高さや眺望の遮り、出来る限り低くし、スカイラインの変化や近傍からの眺望の変化を小さくするよう努める。意匠、色彩については、周辺地域の調和したものとし、周辺の景観に配慮する。また、本施設の煙突については、中景程度の距離からも視認できることから、中景程度の距離からも眺望の変化が予測される。そのため、工場棟と共に周辺地域と調和した色彩とし、周辺の景観に配慮する。</p> <p>さらに事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都と東京都景観条例に基づき事前協議を行い、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>本施設及びブラスチック類再資源化施設等の整備に伴い、現状より6%~8%程度、形態率が増加すると予測される。対象事業実施区域の周縁部では樹木を植栽するとともに、本施設の色彩は周辺と調和するよう配慮する。また、煙突を対象事業実施区域の中央付近に配置し、周辺へ圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>さらに事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都と東京都景観条例に基づき事前協議を行い、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>本施設の工事に伴う自然との触れ合い活動の場の改変は生じないことから、自然との触れ合い活動の持つ機能の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>また、工事用車両及び関係車両の走行ルートである多摩川沿いの市道(市道2号)に自転車歩行者専用道路が、浅川沿いの市道(市道58-1号)に歩道が設置されている。さらに工事の施行中については、工事用車両及び関係車両の運転者への交通マナー、安全確保のルールや周辺道路や通学時間帯などの講習・指導、工事用車両の整備を徹底し、故障や不具合による事故発生を未然防止に努めることにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は小さいと考える。</p>
12 自然との触れ合い活動の場	<p>自然との触れ合い活動の場</p> <p>工事の施行中</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
13 廃棄物	<p>【既存施設の解体撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物(コンクリート塊、金属くず等)】</p> <p>既存施設の解体撤去に伴い、約2,900tの建設廃棄物が発生し、約84tが最終処分されると予測される(再資源化率：約97%)。ブラスチック・コンクリート塊、コンクリート塊、木くず及びその他分別廃棄物の再資源化率は目標値を上回っており、建設廃棄物(総量)の再資源化率は目標値を達成すると予測される。</p> <p>建設混合廃棄物については、場内で発生した建設廃棄物の分別回収を徹底し、再資源化率の低い建設混合廃棄物の発生を抑制するとともに、建設混合廃棄物として排出せざるを得ない廃棄物については、中間処理施設において破碎・選別処理を行い、再資源化率の向上に努める。また、再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>【建設工事に伴う建設発生土】</p> <p>掘削工事に伴う建設発生土の排出量は約17,690m<sup>3</sup>、建設汚泥の排出量は約8,200m<sup>3</sup>と予測される。</p> <p>建設発生土は、可能な限り埋め戻しや場内の植栽等への盛土等として使用するものとし、場外への排出抑制に努める。場外へ搬出するものについては、可能な限り建設発生土再利用施設等へ搬出し、建設発生土の有効利用に努める。受入先が定める受入基準に適合しない建設発生土については、法令に基づき、適正に処理・処分する。</p> <p>建設汚泥は、場内での発生抑制に努めることとし、発生した建設汚泥については、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>【施設稼働に伴う廃棄物(飛灰、汚泥)及び特別管理一般廃棄物(飛灰)】</p> <p>施設の稼働に伴う飛灰(飛灰・飛灰)の排出量は約5,890t、汚泥の排出量は約50tと予測される。</p> <p>飛灰(飛灰・飛灰)については、全量工コセメント原料化し、飛灰鉄についても、全て資源化を行う。また、汚泥については、ごみピットに投入し、焼却処理を行う。これにより、最終処分量をゼロとする。</p> <p>本施設では、電気、灯油の使用及びごみの焼却によって、約59,000t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測されるが、発電によって約16,000t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約44,000t-CO<sub>2</sub>/年と予測される。</p> <p>本施設では、エネルギーの有効利用として、廃熱を利用して発電を実施し、施設の稼働に必要な電力の供給、余剰分の売電を行うことと電力供給を削減するとともに、冷暖房設備などの動力部分のインバータ化による電力の使用量の削減、井水の活用による水道水の使用量の削減、太陽光発電パネルの発電による必要電力の一部への充たにより、温室効果ガスを積極的に削減していく。</p>
14 温室効果ガス	<p>温室効果ガス</p> <p>工事の完了後</p>

●東京都告示第七百五十号

平成十八年東京都告示第千八百八十七号(東京都環境影響評価条例施行規則第五十一条第二号の規定により指定する地域)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 舩 添 要 一

「都市地球環境部」を「総務部」に改める。  
別図四を次のように改める。

4 豊島区の一部に係る区域

